

議 事 録

会議名	平成23年度 第1回寒川町都市計画審議会		
日 時	平成23年10月11日(火)午後2時	開催形態	公 開
場 所	議会第1会議室		
出席者	委員：宇條委員、日尾委員、佐藤委員、早乙女委員、古山委員、藤沢委員、中村委員、藤井(美)委員、金子委員、宇田川委員、村松委員、今井委員 事務局：前原都市建設部長、佐々木課長、米山主査、春日主任主事、小林主任技師、佐藤技師 （欠席者：大川委員、加藤委員、藤井(樹)委員）		
議 題	(1) 会長、副会長の選出 (2) 高度地区素案について（報告）		
決定事項			
<p>1. 開会</p> <p>（都市建設部長）みなさん、こんにちは。本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより平成23年度第1回寒川町都市計画審議会を開催させていただきたいと思えます。本日のこの会議で、会長が決まりますまでの間、司会を務めさせていただきます、都市建設部長の前原と申します。どうぞ、お願いします。</p> <p>今回は、任期満了に伴います改選後、初めての審議会でございますが、議題の関係で、開催が今年度のこの後半の時期になってしまいました。これにつきましては、ご理解をいただきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>では、会議に入ります前に、お手元に配布させていただいております資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第。それから、資料1-1といたしまして寒川町都市計画審議会条例。資料1-2、寒川町都市計画審議会委員名簿。資料2-1、寒川町高度地区素案のパブリックコメント。資料2-2、パワーポイント資料。それから、資料3といたしまして平成23年度の開催予定表となっております。何か過不足等ありましたら、よろしくお願ひしたいと思えます。よろしいでしょうか。</p>			

(都市建設部長) それでは、はじめに寒川町都市計画審議会条例について説明をさせていただきますと思います。都市計画課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。なお、これより座って、恐縮ではございますが、説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

(都市計画課長) それでは最初に、都市計画審議会でございますが、この審議会は寒川町が都市計画を定めるときに、都市計画法に基づき都市計画(案)について調査・審議する機関でございます。それでは、お配りしております資料の1-1、寒川町都市計画審議会条例をご覧ください。条例の概要を説明させていただきます。

第1条をご覧ください。本会議は、都市計画法第77条の2に基づき設置されております。

第2条をご覧ください。当審議会は15人以内で組織されており、町民、それから町議会議員、学識経験を有する者で構成されております。

第4条をご覧ください。当審議会は会長及び副会長を各1名置き、委員の互選で定めることとなっております。

第5条をご覧ください。会長が必要があると認めたときに招集し、委員の定数の過半数の出席がなければ会議を開くことができません。また、出席した委員の3分の1以上の同意を得た動議については、審議することができることとなっております。

簡単ですが、条例の概要の説明は以上とさせていただきます。なお、委員さんの任期は、寒川町都市計画審議会条例第3条第1項の規定によりまして、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間でございますので、よろしくお願いたします。

(都市建設部長) 説明は以上でございます。それでは、これから委員の皆様方に委嘱状の交付をさせていただきますと思います。本来でしたらば、町長がこの場に出席させていただきますして、町長本人からお渡しさせていただきますところでございますけれども、本日、所用がございまして出席できません。なお、本人から大変申し訳ありませんが、出席できませんがよろしくお願したい、その旨お伝えするようということでございますので、よろしくご理解の程お願申し上げます。

委嘱状は、大変恐縮ではございますが、私の方から交付させていただきますと思います。それから、委嘱状につきましては任期が4月1日からということになっております関係から、前町長名になっておりますので、申し訳ありませんが、ご承知おきいただきたいと思ひます。それでは、私が皆様方の席までまいりますので、恐れ入りますが、よろしくお願いたします。

(都市建設部長) 【委嘱状交付】

(都市建設部長) ありがとうございます。ここで、皆様方より自己紹介をお願いしたいと存じます。なお、本日は自治会長連絡協議会の大川委員、それから東海大学教授の加藤委員、茅ヶ崎警察署長の藤井委員は、所用によりご欠席でございます。それでは、お手元の資料の1-2の名簿の順に従いまして、宇條委員から順次よろしく願いいたします。

(各委員) 【委員自己紹介】

(都市建設部長) どうもありがとうございます。では、続きまして私ども職員の紹介をさせていただきます。

(各職員) 【職員自己紹介】

(都市建設部長) それでは、寒川町自治基本条例の施行に伴いまして、町が開催する審議会及びこれに準ずる会議につきましては、原則として公開することとなっております。従いまして、本審議会においても傍聴希望者は個人情報に関する審議事項を除いて傍聴できるということになっております。本日、1名の傍聴希望の方がお見えになっておりますので、入室していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員) 異議無し。

(都市建設部長) ありがとうございます。

【傍聴者入室】

(都市建設部長) また、審議会の議事録につきましては、これまでどおり議事録を作成いたしまして、委員の皆様にご確認をいただいた後にホームページ等で公開させていただきますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

2. 議題

(1) 会長、副会長の選出

(都市建設部長) それでは、議題に入りますが、正副委員長が決まりますまでの間、事務局の方で進めさせていただきます。本日の出席委員さんは、12名で、先ほどご説明申し上げましたけれども、寒川町都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、過半数の委員さんが出席されております。従いまして、本日の会議は成立要件を満たしております事をご報告申し上げます。

それでは、議題1、会長副会長の選出についてでございますが、寒川町都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、委員の互選によることとなっております。これにつきまして、選出の方法につきましてはいかががいたしましょうか。

(村松委員) 推薦方式でよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

(都市建設部長) ただいま、推薦というご提案がございましたが、推薦の方法でよろしいでしょうか。

(委員) 異議無し。

(都市建設部長) では、皆様方のご賛同をいただきましたので、推薦の方法にしたいと思います。初めに会長ですが、どなたかご推薦をお願いしたいと思います。

(村松委員) ぜひとも、引き続いて中村委員さんをお願いしたいと、よろしく願います。

(都市建設部長) ただいま、中村委員をとのご推薦がございましたが、中村委員さんをお願いすることよろしいでしょうか。

(委員) 異議無し。

(都市建設部長) それでは、中村委員さん、よろしく願いいたします。

(中村委員) はい。

(都市建設部長) 次に副会長でございますが、どなたかご推薦をお願いいたします。

(村松委員) これも前回同様、議会の方々をお願いしたらよろしいかと思いますが。

(都市建設部長) ただいま、議会の方からとのご発言がございましたけれども、議

会の方でどなたか、ご推薦願えますでしょうか。

(早乙女委員) じゃあ、私から。議会の人の中からということですので、古山委員を推薦したいと思います。

(古山委員) ちょっと別席でね、話し合いをしたいと思いますので、ちょっと議会の方たちだけで。

(都市建設部長) では、別席ということでございますので、皆様よろしいですか。はい、では。

【別席で話し合い】

(都市建設部長) それでは、会議を再開したいと思います。議会の方からというご発言がございましたが、議会の方でどなたかご推薦願えますでしょうか。

(早乙女委員) はい。どうも、貴重な時間を大変お待たせして申し訳ありませんでした。私ども、議会選出の4人でご相談を慎重に申し上げました。古山大二委員にお願いをすることにいたしましたので、皆様、宜しくご助力願います。

(都市建設部長) では、古山委員ということでございますが、今ご異議はなかろうかと思いますが、よろしく願い申し上げます。

それでは、正副会長が決まりましたので、中村会長、それから古山副会長につきましては、正副会長の席にご移動をお願いいたします。

【正副会長席へ移動】

(都市建設部長) では、正副会長におかれましては、今後よろしくどうぞお願い申し上げます。改めて、よろしく願いしたいと思います。

それでは、会長からご挨拶をいただきたいと思います。一言、よろしくどうぞお願いいたします。

(中村会長) ただいま、会長に選出いただきました、横浜国立大学の中村文彦と申します。任期の間、微力ながらがんばりたいと思います。よろしく願いいたします。

私どもの大学は今年度4月1日に組織が変わりまして、今まで私は工学研究員、

工学エンジニアリングに属してたんですけども、新しく理系と文系とまぜた形で、都市イノベーション研究院という、よく意味がわからないですけども、都市計画を中心に都市づくりということを、分離融合で正しい技術を使いながらやっていくという意味だろうと理解していますが、そこの研究院の所属となりました。

土木系、建築系、それから、芸術、地域社会の研究をする方々がまざって、すごい小さい組織なんですけど、一緒にいろんな活動を始めてきてます。これまで、工学部に居たときと比べると、かなり、少しずつですが、だいぶ視野が広がりつつあるなと思っております。

そうやって大学で活動している成果がここにどれだけ生かせるかは甚だ自信がないところではございます。

また、私事にもなりますが8月、9月の2ヶ月間、ブラジルのとある都市にずっと住んでおまして、まだちょっとリハビリ中にして、体調もあれですけども、頭の中も少しブラジル人っぽい状況になっております。都市計画で、特に途上国の都市計画で最先端ということであちらこちらで評価の高かった都市に乗り込んでその大学で教授をしてたんですけども、実は、その都市もかなりいろんな問題が発生してる。都市っていうのはどんどん変化していった理想だ理想だって世界中からほめられて、視察に来るような都市だったんですけども、今蓋を開けてみるといろんな問題が起きているっていう、その場面に直面できたのは、ある意味ですごくショッキングでしたが、専門家としてはすごく貴重な経験をしたと思っております。

また機会があるときにそういうお話もできるかと思いますが、是非この寒川もまだいろんな事がこれから起きるかと思っておりますけれども、皆さんのお力で良い町として持続させていくことに、私もお手伝いできればと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

(都市建設部長) では、古山副会長、よろしくどうぞお願いします。

(古山副会長) 今、別席で話し合いました、副会長という大役を仰せつかりました。寒川町というところは、これから大きく発展をしていく町でもあります。基本的にこの都市づくりというのは大変重要ではないかなというように考えております。副会長という立場は、会長を補佐をするという面も含めておりますので、まあ、そういうことは多分、先生のほうはないと思っておりますけれども、一生懸命がんばらせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

(都市建設部長) よろしくお願いします。それでは、会長が決まりましたので、これからの進行は中村会長にお願いしたいと思っております。どうぞ。

(中村会長) はい、かしこまりました。本議題にいきますと、「2. 議題」の(1)は終わりましたので、「3. 報告事項」になります。報告事項、今日は(1) 高度地区素案についてということです。それでは、高度地区素案について事務局より説明をお願いします。

(都市計画担当主査) 【資料2-1、2-2の説明】

(中村会長) はい、ありがとうございます。今ご説明のありました高度地区のことですが、最後にお話がありましたようにまとめますと、明日からパブリックコメントがなされるということです。パブリックコメントの結果を基にした原案というのを議論する場、会が一回あると。それから、都市計画の手続きとして、諮問答申ということだと思いますけれども、今日、それからもう一回じっくり議論する場があるというふうに理解できると思います。確認ですが、パブリックコメントは明日からですね。

それでは、せっかくの機会でございますので、ただいまご説明いただいた資料、あと資料2-1も含めて良いと思いますけれども、委員の皆様からご自由に意見交換させていただいていく時間をとりたいと思います。説明に関する質問、あるいはご意見でもけっこうだと思いますので、どこからでも、この内容ならけっこうだと思いますので、活発なご審議をよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

(早乙女委員) 2点ほどお伺ひしたいと思います。A3の資料の1ページ目ですが、ここに表がありますよね。これでいったときにですね、この表を単純に図形的にとらえると、寒川町の基本制限では10、12、20、20、31、31とこうありますよね。準工業地域に、準防火有り無しのところは12に下がっちゃってますでしょう。おおむねですね、この表が整然と並んでるかどうかなを見れば、例えばこの12の所が、なぜ20じゃダメなのかですよね。その辺、用途として広く準工業地域について言えば、31mまで防火無しの場合はあるんだけど、住居系をやるときは12m以内に制限されるっていうね、なぜかということと、それと、商業地を活性化させようってなときにですね、現在寒川駅の北口が都市計画区域、地区計画なんかやって、あの北口をやってますよね、区画整理事業。過去南側に今度やるとかですね、宮山駅周辺をやるとか、倉見駅周辺をやるとかっていうようなことがあったときには、これは、容易に訂正もできるもんなんじゃないかな。一回こういう形で決めちゃった後に、地区計画を立てて、この高さを撤廃するっていうようなことが、寒川駅周辺と同じように、南口も宮山駅前も、それから倉見駅前も、例えば商業地だったら20mにするとか、そういうことが容易にできることなのかとかで

すね、そのくらいですね、

(中村会長) はい、2点。準工業、工業での12mっていうのと、あと今後の変更の可能性ですね。はい、お答え下さい。

(都市計画担当主査) 1点目の準工業、工業の12mということなんですけども、先ほど、長い説明の中で色々しゃべらせてもらったんですけども、基本的な住宅ですとか、その辺の数値、一中高、一種住居、12mに制限させていただいて、制限で取りまとめさせていただいているんですけども、準工業、工業の部分を例えば15m、20m、非工業の部分ですね、してしまうとですね、やはり、それでも住居系の用途地域よりは高く建てることができるというような、結果的になってしまっています。なるべくやはり、工業系、準工業、工業の部分については、そういったマンション等が建つよりも、工業の操業環境を維持していただくために、15m、20mまで認めてしまうと、住居を工業系、準工業系に誘導してしまうような、結果としてになってしまうというのも考えられまして、実際、茅ヶ崎市でですね、3段階に分けて高度地区を拡大して、昨年4月に全域に拡大したんですけども、その中でもやはり、最初住居系を全てかけて高さを規制したところ、工業、準工業、そういった部分にマンションがどんどん建ちはじめてしまった。その辺の結果をですね、我々も聞いておりまして、それらを抑えようと。工業に、そういった高い建物、マンションですとか、誘導しないような形で、ちょっと非常にわかりにくい制限、一つの用途地域に二つの高さというのは、わかりにくくて良くないかなと思うところなんですけども、その辺の実際の茅ヶ崎市の反省点を踏まえまして、同じ制限値でないと意味がないと。工業系が31mで、住居系が15mにしてしまうと、住居系のところより高いマンションが建ってしまうというようなことになってしまいますので、素案をまとめさせていただく段階ではそういったことがないように同じ制限値、非工業系の建築物については12mという数値に取りまとめさせていただいているところです。

2点目につきましては、こちら簡単に手続き、高さの変更ができるかということになりますけども、やはり高度地区、都市計画の手続きになりますので、簡単には制限値を変えていくことは難しいかと考えております。実際倉見地区ですとか田端の地区ですね、例えば用途地域の変更ですとか、そういったものを伴う大きな開発がある場合、地区計画も当然かかっていくような状況になると思います。地区計画の中で、高さを規制していく部分については、今回、今後につきましても、これまでもそうですけども、新しく地区計画を定めた部分については、その地区計画で定めた高さが優先、今回適用除外の中に地区計画を入れておりますので、そちらの中で、商業を活性化させていくとか、極端な話になりましたら、そういった議論が出

てくると思いますし、あと、寒川の商業地域につきましては、容積率が400%ということで、かなり低く抑えられておまして、確か実際1000%を超えるような容積率も設定できる中で、寒川については、北口400%になっているんですけども、かなり、800%とか1000%とかそういったものが、もしですね、用途地域として指定をどこかでするといふようになったら、それも大変な手続きになりますので、その一環の中で高さについてもそれに合わせて、ルールを見直していこうということにはなるかと思います。

(中村会長) はい、二つともすごい大事な点なので、ちょっと一個ずつやってみようと思いますけども、そうですね、どうしようかな、では、二つ目の方から行きましょう。お答えをまとめると、高度地区は都市計画の手続きですから、容易ということではなく、都市計画としての変更は当然あり得る。それから実際に寒川駅前で行っているのは、地区計画というものを定めて、その中で別な数字を定めれば、そちらが適用される。だから、例えば宮山でも倉見でもいいんですけど、地区計画で何十メートルということが仮にできるのであれば、それが、地区計画が合意されれば。これは、わかりやすいお答えかと思います。まず、この点に関してこの、他にご意見ございませんか。よろしいですか。藤沢さん、何か。

(藤沢委員) よろしいんですか？

(中村会長) この件に関して。

(藤沢委員) 今あの、後段の地区計画。例えば、寒川駅の南部とか、あるいは将来に新駅に関する整理の場合、まちづくりの場合、いずれは地区計画併用という問題が出てくると思うんですよね。その地区計画っていうのは、都計法の12条の中の、4項か5項の中で、ごく柔軟に対応するというふうに書いてあるわけですよね。そうすると、じゃあ、後から、最初のそのスライドでは、前に決めてある地区計画について、地域の地区計画についてはそれに準ずるだとか、それはまあ、前に決められたからいいけど、後から決める場合には、これとはあまり関係なく決めちゃって、それは地域の都計法によるものが優先するという解釈でよろしいんですかね。どうでしょう。この先直面するので。

(都市計画担当主査) すみません。説明が悪くて申し訳ない。先ほど、地区計画等により高さの制限が定めている場合が適用除外ということで書いておまして、それがこの高度地区をかけた前後とかという記述はございませんので、当然既存のものもそうですし、今後、地区計画を定めた場合は、高度地区の、地区計画の中でも

高さをですね、何メートルと高さを定めた地区計画につきましては、今後、後からつくったものについても、そちらが優先されるというようなこととなります。

(中村会長) だから、常識的には、まず今回仮にですけど、この高度地区というのが認められたら、これは原則ですよ。これと違うことをある駅前で行うのであれば、原則はこうだけでも、それを変えたいっていう議論はしなければいけないと思います。そうしたら、そこの議論で、例えば、この数字よりも少し高い数字でいくということが議論されて、皆さんが認めれば、それはおっしゃる通り変える。一般的には、一回決めてるわけですから、例えばここで、30がいきなり100ってことは、それはありえない。やっぱりここで、30なり12って決めたって理由があるわけですから、それをちゃんと理解しないとイケないわけですから、なんでもかんでも数字がただ変えられるわけではない。というのは、地区計画の中身を決めても、やはりすごい、メニューとしては柔軟ですけども、決めてく手続きっていうのは他の事例を見てもかなり時間がかかりますし、合意形成も時間がかかりますから、決められるかという質問に対しては、決められる。変えられるかといったら変えることはできる。ただし、本当に地区計画が町としてこうしますと決めるとこまでの手続きというのは、時間がかかると思います。そうとしか答えられないですよ。

(都市計画担当主査) はい。

(中村会長) もともとの、そういったメインのご質問に対しては、変えるという可能性は充分あり得ると。ただ、じゃあ次の会議で、はい30よと、そういうことではないと。この件は、都市計画の仕掛けの中ですごく大事なところをいくつか含んでいるので、今時間を取りましたが、細かい法律の制度については、ちょっとここで議論していると限りないので、おおよその考え方のところでもまずご理解いただき、もし仮に細かい相談がありましたら、個別に事務局と連絡を取っていただきたいんですけど、結論からいきますと、変更、この後、見直すこともそれから地区計画という形の中で盛り込むことも可能ではあるが、手続きは必要であると。それでよろしいでしょうか。

もう一個の問題もすごく実は大事な問題で、準工業あるいは工業の所で2種類の値をとという話で、お答えは、実際に茅ヶ崎で起きている事例をお話しいただきましたけれども、準工業っていうのは、元々の意図は工業に準ずる地域で、昭和43年につくったときは、実際には、例えば蒲田であるとか、横浜であれば新羽なんてあたりがそうだったんですけども、工場と住宅が割と混在している場所に対して、つけた例があります。多いと思います。それで、私、実は自分の決して長くない人生の中で、数年間ほど準工業地域のマンションというのに住んだ経験ございまして、

その時に少し勉強したんですけれども、準工業地域をどういう地域にしていこうかっていうところが、割といろんなところで曖昧なままになっている場合もある。多いです。ぼくの住んでいたところは浦安なんですけれども、何が起きたかっていうと、準工業地域にいろんな工場があったんですが、そこの工場が日本の経済状況の変化とともにアジアの方に行ったり、あるいは倒産したりして空き地ができる。その空き地にどんどんマンションがくる。安いマンションと思って私も買ったわけなんですけれども、当時は。なぜかっていうと、住宅系の用途に比べるといろんな規制が緩いんですよね。だからマンション業者としては、マンションを建てやすい。安く売りやすい。それで気がつくと準工業地域、浦安の北栄四丁目ですけど、準工業といいながら、ほとんどマンション街になっちゃった。これは、準工業地域っていう地域を、どういう地区に持っていくのかってことを問われていくと思うんですね。それでですよ、寒川で私は寒川に対して非常に、何年も会長やりながら、まだ全部を全部わかっているわけじゃないので、個別のことは申し上げませんが、寒川の準工業地域で何箇所かございますけど、町として、どういう方向へそれを持っていくんだっていうものがあるって、だから、ここはこういうふうな高度の指定をしていくんだということが、この資料からだと読みにくい。2種類ありますよ、だけど、準工業といいながらここはこうじゃないのかな、あるいは住民の方と議論しながらやっていく中で、だから、12って出てくる。ここは30って出てくるってふうなご説明があると、もう少しすっきりするかなと、ぼくは思いました。ちょっとしゃべりすぎましたけれど、この早乙女委員がお話になったこの件に関して、他の委員からのご発言も少し受けたいと思います。はい、どうぞ。

(古山委員) 確かにね、規制をかけるということは、大切なことだと思うんだけどね。先ほど茅ヶ崎市を見習ってというところがあったんですけどね、実は、この計画で行くと、寒川町に高層マンションは建てられないという形になりますよね。今寒川町のね、人口の現状を見てると、21、22、23と減ってきているわけですよ。ここをどうするかということは考えてるのかということとですね、この規制によって土地の価格がね、目減りするんじゃないか、という私も心配しているところなんですけれどもね。その点は考えてつくられてるんですかね。

(中村会長) では、答えて下さい。はい、どうぞ。

(都市計画担当主査) おっしゃるとおり12mということですから、概ね1階を3mと換算させていただいて、概ね4階程度ということで、高層のマンションは建たないということになります。こちら、12mのみで規制している区域につきましては、全て容積率が200%という範囲内になっておりまして、4階まで、建ぺい率

は60%のところと80%のところがあるんですけども、その4階の範囲内で容積率は使い切れると。それイコール人口減少にはつながらないんじゃないか、というふうには考えております。高さの規制によってのその地価への影響というところが、非常に難しい問題なんですけれども、一応固定資産の評価等につきましては、あくまでも地価の現況に基づいて行うということで、用途地域などと違いまして、高度地区がかかっている、かかっていないによって、その評価が変わることはないというふうに聞いております。あと、全国的に高度地区、神奈川県内でもこれだけ指定されているんですけども、特にここ数年多いんですけども、高度地区の指定によって地価が下がったというような訴訟は、今のところまだ1件もないというふうに聞いております。逆に、高い建物が建てられないというデメリットもありますけども、住まわれてる方で安心して、周りに高い建物が建つより、戸建ての方ですとか、概ねそういった方が多いんですけども、安心して住めるということで逆に、資産的な価値が上がるっていう、そういった考え方もありますので、一概になんとも言えないんですけども、大きくですね、導入して、12mにしたから即下がるということは無いというふうには考えております。

(中村会長) 12mにしたところに関しては、今のご説明は、他の建築基準法もですね、都市計画の規制で容積率と建ぺい率の規制がかかっているから、12m、具体的には4階建てで建てても、それをちゃんと満たすだけ使い切れるから、高度地区によって開発が抑制されるとか、抑えられるということではない。高さは抑えられるけど、開発のボリュームとして抑えられることはないだろう、ということですね。後半は、高度地区をかけたからといって地価が下がったという大問題は聞いていないと。そもそも、地価というのはいろんなあれで決まるので、これだけでやっている先生がいらっしゃるくらいで、難しいことですが、高度地区の目的は高層マンションをいじめるというよりは、地区のまち並みを整えて、住環境をってことであって、それがうまくまわったところでは、そっちがプラスに行くことはあり得るとい話ですよ。これは、他のいろいろが重なりますから、高度地区だけで地価が上がる、下がるというのは言いにくいのもかもしれませんね。ただ、実際にはそういう懸念が町民の方から出てくる可能性はあるかもわかりませんね。

(古山委員) そうですかね。もうひとつね、まあ、それはわかったんですけど…

(中村会長) あ、今、同じ話ですか？じゃ、先に。

(古山委員) 確かにね、寒川は今ね、南インターの周辺とか、北インターの周辺とかね、そういうところの開発というのかな、そういうのは都市計画法における総合

計画に出てるというので、その辺はまあね、工業系が31mということだけでも、大手企業がね、来にくくなるのではないかなと、そんな心配もしてるんですけども、その辺はいかがですか。

(中村会長) はい、質問に答えて下さい。

(都市計画担当主査) はい。今、インター周辺で、企業ということで多分工業系の事だと思うんですけども、実際31mを超える建築物が工業系で4棟ございまして、想像していたよりは少ないなという印象で、実際の建物の用途を確認してないんですけども、航空写真等で見ると、細長い、どういった目的かわからないんですけども、タワーのような、全体的に高いというよりはタワーのようなものがあるものが多かったです。実際、最近誘致されて、大規模な物流系でアジア運輸さんですとか、スズケンさんとかの建物を見ていくと、だいたい20m前後のもので、あれだけ大きな物流系の建物とか確認されているので、即31mで企業が来づらいというのはつながらないとは考えておるんですけども。工業専用地域に必要があるかないかという部分は、非常に議論があるところだと思いますので、逆に、これだけ全てかけて工業専用だけ何もかけなくていいのかという議論とありますので、まだ、素案の段階なんで、その辺必ずしもこれが100%確定したものではないんで、そういったご議論、お話については、今後研究も進めていきたいですし、どんな意見が出てくるかっていうところも期待しているところでもあります。

(中村会長) 工業専用のところで寒川がこれから先、インターチェンジ、あるいは高速道路にあわせて企業の誘致ってことも考えるのであれば、今すでに進出している企業であるとか、今後意向のある企業に対して、どういうふうにお考えなのかというところは、説明がいるかもしれませんね。はい、ごめんなさい。宇田川さん。

(宇田川委員) はい。茅ヶ崎との整合を図る地域で15と20になってますね。それで、一般的と申しますが、このあたりの、東海道沿線の市町村で、いくらくらい。寒川を12とするっていう案ですけども、どのくらいが一番多いんですかね。何が一般的なのか。で、茅ヶ崎に比べると寒川を12にしたその理由ですね、それと、一般的にと申しますが近在の市町村では何mが多いんでしょうか。

(都市計画担当主査) 本当に市町村によってバラバラで、かなりいろんな数字を使ってまして、茅ヶ崎市でもですね、寒川と隣接している部分につきましては、15mと20mなんですけども、東海道線の北側と南側で数値が違ってまして、南側ですと第一種中高層が寒川と同じ12m、一種の住居については15mという数値を

使っています。同じ町でいきますと、葉山、大磯、二宮町さんがかけてるんですけども、一種中高層は葉山町さんが12m、大磯、二宮町さんが13mという数値を使っています。一種住居につきましては、葉山町さんは寒川と一緒に12m、大磯町さんと二宮町さんが15m、という数値を使っています。隣接している部分でいうと、あと平塚市さんでいくと、一種の中高層も12mの地域と15mの地域、場所によって違ってまして、一種の住居も同じく12mと15m、地域地域で同じ用途でも実際の実情に合わせて変えてきてるというところで、それほど極端にというわけではないんですけど、ただ比較すると寒川は低いというような状況になります。

(中村会長) 海岸沿いのところでは、まあ葉山なんかだと、逆にリゾート狙いのマンションみたいなのが出てくる。いろんな動きの中で、先手を打ってやったとこと、先手が打てなくて、でもなんとかしなきゃでやってく、そうすると既にできているものを認めなきゃいけない。そういう調整でそれぞれ数字が決まってくるので、今話聞いているとそれぞれの自治体でどうなってるかっていうことが大事な情報だけど、同時にどういう背景で、まあなかなか表に出ないこともありますけども、いつ頃やったのかとか、そういうことはほんとは参考資料としてあるといいですね。それで、自信を持って寒川はこういう考えでこの数字なんだっていうふうにおっしゃることができるのが、すごい大事だと思います。

(都市計画担当主査) すみません、寒川が低いっていうのがどうしてかっていう説明が抜けてまして。まず、建物の現況調査の結果、先ほど簡単にグラフで表現させていただいたんですけども、数字で申しますと、一種の中高層の地域につきましては、99.3%が12m以下ですね。一種の住居地域についても同じく99.3%。もう、ほとんど12m以下という現状が見えてきました。一般的にですね、不適格率5%を超えてしまうと、その高さの規制は厳しいんじゃないかっていうボーダーラインが示されているんですけども、本当にコンマ何%の範囲内でまったくそういった基準とも問題ないと。それと、町民アンケートの結果もですね、12mという数値が一番多かったのと、あと、その中でもさらにですね、設問が12m、15m、20mっていう設問があったんですけども、なぜ10mっていう設問をつくらなかったんだというお叱りも受けまして、かなり低い数字を望まれていると。その中で茅ヶ崎市と同じ、あの北口ですね、15m、20mから町の方も検討を始めていったんですけども、その、15mにしていく、町民の皆さんの意向ですとか現状のまち並みですとか、寒川にとってより良い住環境がどういうものかっていう中で、15m、20mっていう数値を使うとか、まったく見あたらずでですね、12mに取りまとめさせていただいたというようなことになっております。

(中村会長) 今の、そのご説明に近いところが文面で、書き方なかなか難しいけれど、やはり色々考えた上でこういう数値に至ってるわけですから、やはり説明するのはそこが本当はいるし、そこをわかってもらえましょう。そこがわからないと、もう議論が百出しちゃうんじゃないかなと思いますので、明日からパブコメってことで、これはこのまま行くんでしょうけども、そういうふうな説明資料って多分、役場の方で一式つくっておいてですね、来たときにはちゃんと答えられるような、あるいは、何か説明会をする機会があったときには、それを全部説明できるようにして、オープンにしていってほしいなと思います。聞いてて。はい、他の委員の皆様からご質問、ご意見ございますか。じゃ、はいどうぞ。

(村松委員) あの、この絵を見ますと、やはり将来計画の中で、今県がやっているツインシティ、これからJRさんがやろうとしている新幹線という、非常に大きな目標になると思うんですね。それが、この素案でその辺の目標ができるかどうか。想定ができているのか。また、ここに地区計画等による変更ができるということはわかりましたけれども、この辺も、考え方といいますか、ちょっとお聞かせ願えれば。

(中村会長) はい、じゃどうぞ。

(都市計画担当主査) ツインシティの倉見地区の計画につきまして、どのくらいのボリュームの建物を建てるですとか、そういったところまでまだちょっと情報として用意できてない段階ですね。高度地区で定め…先ほど手続きの話をしましたけれども、ある程度中高層の本当の高層の利用とかが出てくるようでしたら、高度地区一つの話じゃなくてですね、実際、倉見地区、これから都市計画の手続きに入る段階になりましたら、10本以上の都市計画の手続き入りますので、その中でトータルでどういったまちづくりをするかというような話の中で、地区計画で突破するのか、それとも、そもそも高度地区で、今商業地につきまして容積率400%ということで想定でやってますけども、もっとボリュームある容積率使っていくとかといった話になりましたら、単純に高度地区の話だけじゃなくなりますので、その辺、全体のまちづくりが決まってですね、そぐわないというようでしたら、その部分については見直す必要性が出てくるのかもしれないですね。ちょっと今、具体的なものがないので何とも言えないんですけど、必ずこの中でやれというような話ではないです。

(村松委員) 特に、今寒川の全図を見てますけども、高層ビルのできる要素って、ここしかないですよ。新幹線がこう、交差してますから。どこも新幹線の駅です

とビルがありますから。当然、東京から30分圏内で、非常に立地条件が良いと。ということになれば、来るとわかれば、すぐそういうことが出ると思うんですよね。その辺の対応がね、素直にいくといいかなと、いうふうに思います。

(中村会長) でもこれ、今はあれでしょ。今の用途地域に基づいて決めてるから、今の用途地域、例えば、今一種…

(都市計画課長) 今は調整、会長、調整区域です。

(中村会長) 調整区域か、だからできないんですね。ただ、この今回の提案の中に調整区域上に高度の規制がかけられないですから、大事な点は、これから先のこの新駅あるいはそれに合わせた開発に合わせて、あるいは、それを場合によっては少し先取りをしながらやっていくってことが、この町ではいつも課題になってくるわけですから、そうするとちょっと、注意勧告ということだと思います。はい、他には、はいどうぞ。

(早乙女委員) すみません、あの、3点ほど。準工業のところのね、話を。どうしても、12mというのはわからないですね。要するに、工業専用地域、工業地域、準工業地域、まあ住居地域とみたときには、どちらかといえば工業地域の方が環境的に悪い感じがするんだけど、だからある程度こう、制約をしてね、第一種の住居地域については非常に低く抑えて、住まい環境としてはいいものをつくらうと、こういうことだと思うんですがね。先ほど会長がおっしゃいましたとおり、今、準工業とか工業とかのところのね、例えば工場なんかが、まあ海外とかっていう動きがあったときに、そこをね、そのまま無指定のまま住居を建てるとすると、かなりの制限が厳しいという状況になるとね、その隣は非常に環境が悪い、まあ工場があって、その隣がいきなりものすごく制限を受けた地域になるよ、ということになると、どうみてもですね、その土地利用ってのは無くなっちゃうんだと思うんですよ。だって、かたや工場でいろんな騒音や振動だってある中で、その土地利用ってのはもう将来的に見てね、もうみれなくなっちゃうんじゃないかなって気がするんですよね。そういったことを考えた時には、その、やはり融通がきくように、それなりの条件として20mの、要するに枠として広げておくということは大切なことだと思うんですけどね。

(中村会長) 同じ準工業の中で、20があって12があって、今のままにしちゃ多分、間違いなく20の方にこういっちゃう、逆に12の方はどうなっちゃうんだという、それだったらこう20にあげておく。それはでも前提は、20ぐらいのもの

が来る、そういうまち並みを、ということで合意がされればですよ。だから、やっぱり根本はこの準工業地域をどうするのかって、かなり戦略性があるんですよ。それで、分けるのか分けないのか、分けるんだったらどんな理屈で分けるのか、途中で見直すのかどうするのかっていうとこの検討が無いとまずいし、だから場合によってはそういうのがいいのかもしれないね。ここはちょっと、まだ。今のご意見はそういうことです。どうでしょう。

(都市計画担当主査) 準工業地域、あの住宅と工場の混在を一定許容しているような用途地域なんですけども、基本は工業系の用途地域だというふうな考えであります。かなり産業振興課とも協議を進めていく中でも、やはり、ある程度町として工業系の用途地域がですね、全体の市街化の4割以上で、寒川は県内でも3本指に入るくらい工業に特化した土地利用をされておりますので、その中で、工場を今後も空洞化が起きないように誘致はがんばりたいと。住宅を張り付けるのではなく、準工業といえども工業系の用途地域なので、工業として活用していきたいと、そういう町の考え方というのもありまして、住宅を建てようと思えば建てられるんですけども、特に住宅を建てるための優先をさせるわけではなく、他の住宅系の用途地域と同じ12mで抑えて、あくまでも工業の操業環境を維持したい。というような考え方、議論もありまして、こういった数字にとりまとまった経緯がございます。

(中村会長) なんかでも、議論としてわからないところは、20のところが残ると、そこに空洞、そこに空き地ができたなら、そこに結局マンションが来ちゃうんじゃないかと、そうでもないんですか。だって、残るんですよ、20m。準工業のところに20のところって。そこに6階建てマンションが来ちゃうんじゃないですか。

(都市計画担当主査) それで、12mに抑えて。

(中村会長) 抑えてるけど、抑えてないところ…これ、準工業は全部12に抑えるんですか。

(都市計画担当主査) そうです。準工業は全部12。

(中村会長) 全部12。この図はなんかわけわからない。

(都市計画担当主査) あ、何か間違っって…

(中村会長) いや、いいんだけど。この図をみると、20と12があると見える。

違うんですか。

(都市計画担当主査) そうですね、20mの数値で商業地域の20mの部分については20mだけということで、お手元の資料…

(中村会長) 資料を見ると、準工業、最初は早乙女さんの質問がそこからなんですけど、準工業20っていうところに、12※って書いてありますよね。

(都市計画担当主査) そうですね。20mの部分も31mの部分も、非工業系の建築物は12mまで、ということになります。

(中村会長) 建築物、建物の種類で分けるんですしたっけ。

(都市計画担当主査) そうですね。建物用途で。

(中村会長) あ、そうかそうかそうか。準工業地域の中が2種類の場所があるわけじゃなくて、準工業地域の中に建てようと思って、それが、工場とかそういうビルだったら20mまではいいいんだけど、住宅だったら12mしかだめだと、そういうことですね。

(早乙女委員) そうなると、だってわざわざ12mっていう地域があるんだから、わざわざその準工業のそこへ住む必要性無いわけですよ。だからその土地は活用されなくなるんじゃないかという心配してるんです。工業系だったら建てれるんだもんね、30とかね。

(都市計画担当主査) そっちを優先したい。

(早乙女委員) それはわかるんだけど。

(都市計画担当主査) 多分、ご理解いただけてると。

(藤井委員) 素朴な質問なんですけど、寒川はかなり、このあたりで、まあ藤沢もそうかな、工業がかなりたくさん来てらっしゃる、最近の話なんですけど。まあ今、国の状況からするとかなり、流れとしては外に出ていきそうな流れですけどね、こういう整理をして、工場をかなり誘致をしてもらうように、優遇した高さ規制になるわけなんですけど、その、住宅に比べると。まあ、建物としてはどうなんでしょうかね。

マンションが建つのと、大きな工場のなんか建物が建つのと、どこが違うのかよくわかりませんが、僕ら、僕個人にとってですね。その辺は、整合性みたいのはきちっととれるんでしょうかね、つまり、工場用にあけていて、今危惧があったようにですね、その土地をいっぱいあけていて、工場には20mでオッケーだという話になるわけですけども、現実にはなかなかそうはいかないんじゃないかということもあるんじゃないかと。その、全体ビジョンですよ。この辺のところ、寒川の、まあ長期計画を僕ちゃんと読んでないんであれですけど、この辺の地域をどういうふうに活性化させていくのかっていうシナリオというんですか。

(早乙女委員) 会長、よろしいですか。

(中村会長) はい。

(早乙女委員) むしろね、やはりその住まい環境を、全体の住まい環境のレベルを上げるとすれば、むしろ工業系よりも住居系の方がいいと思うんですよ。せっかくそこがこう、徐々に土地があいてくるというようなことであればね、むしろ住居系に移していくと。準工は、私は全体の環境をみれば。

(藤井委員) 茅ヶ崎なんかはもう、要するに工業を長らく誘致してきてちっともうまくいかないんで、実質捨てちゃってあそこに住居、住宅のまちにしようって決めてるところがあるんですよ。だから、流れもそういう流れになってきてる。

(村松委員) 今の関連なんですけど、確かに住宅に移行する要素を残しておくのは非常にいいんですが、やっぱり町の経営からするとね、今非常に良い状態なんです。これ私が言うのもおかしいけれども。工業系が一生懸命がんばってます。これがあるから、寒川町は成り立って、不交付団体と言われてるんであってね、これを住居地域にしたらインフラ整備が莫大なお金がかかったりすると思うんです。多分またお金がかかるんじゃないかな。そういう懸念もね、あるんですよ。

(中村会長) だから、まちづくりとして、住宅政策どうするか、それから工場政策どうするか、その整合の中でこの準工業って地域をどっちの方向に振ってくんだって議論がやっぱり一山あるんでしょうね。それがこの話と整合して、仮に高度地区は、今の用途地域をベースにしかできないから、仮に用途地域を見直すって議論も今後必要だってことであれば、これはいったんこうしておくけども、用途地域の見直しって議論を先々してくんでしよう、それがどっちかはまた別ですけどね。なんか、そういう課題はあると思います。

(今井委員) 多分前提で、先ほどのパワーポイントになりますけど、現在の建物高さの状況っていうことで、準工業地域とか工業地域で90…何%、95%例えば…

(中村会長) 資料2-2の14ページですね。

(今井委員) 10…3ページか、14ページですか、準工業地域で95%という数字になってますけれども、分母と分子がね、どうやってなってるのかなど。棟数でいくと多分…2棟、3棟あるんでね、敷地面積とかなんかそういう比率でやった方がいいんじゃないかなと思うんですけど。これで議論してしまうと、戸数ですか、棟数でやると多分誤解を招くというか、ですから先ほど準工業でこれをやると、これしかないわけですよ。これしかないというのは棟数であって、ちょっとわかんないですけど、全然イメージわかんないですけど。

(中村会長) まず、どういうデータか説明してください。

(都市計画担当主査) はい。まず、どういった数字の出し方をしてるかというところで、そこを説明させていただくと、建物の棟数、棟数で分母、でですね、それぞれの高さ測定している、何mから何mの範囲の高さが何戸ということで、割り返して、総戸数の、用途別の総戸数から割り返して、率がそういった数字になります。なかなか調査していく中で、建物の、そこが何mととらえるのは、それ自体かなり難しいんですけども、その土地がどこまでどの敷地、個別でですね、やっていくとなかなか、非常に難しい…

(中村会長) そういうデータベースってないんですか？県でもないんですか？

(今井委員) 基礎調査…

(都市計画担当主査) 基礎調査は階層だけでですね、階層だけでいくんで高さが…

(中村会長) 階層で推計するしかないんだっけ。

(都市計画担当主査) そうなんです。

(今井委員) 多分、この数字とは別の数字が出るはずなんです、もうちょっと大きな数字が。大きな数字っていうと誤解を招いちゃうけど。

(都市計画担当主査) ある程度参考にはなるんですけども、実際は最近建っている物流センターとかいきますと、3層で20何m、22mですとかありますので、なかなか。個別の住宅は階層が…

(中村会長) 確か普通は出ますよ、住宅では。だからあれでしょ、その物流とかあいう施設になってくると、1階っていう高さがまちまちだから、階数だけだとちょっと難しいんですよ。だから工業系の議論をするのにはちょっとつらいんですよ。

(都市計画担当主査) はい。こちらの方がかなり、精度としては、高さの精度としてはかなり高くなってきてる。

(今井委員) これが全般的傾向ですよってこう出てくときに、誤解を、この97%は20m以下ですよと。

(中村会長) そうですね。一番大事な注意点は、これはこういうふうに測ったものだから、こういうふうには読まなきゃいけない、こういう誤解されちゃ困るぞというところはやっぱり、出ていく資料であれば言わなくちゃいけないわけですね。わりと、けして規模の大きくない町の、がんばってらっしゃる方々に言うのは大変申し訳ないけど、本来的にはどういう建物がどういう高さだっていうデータベースっていうのはつくっておかないといけないと思うんですよ。先々この高度地区というので、しかも、わりと相対的に厳しい値でこれから町を引っ張っていくという意気込みのもとであるとしてもですね、ちょっと話しますけど、都市計画に係る基本的な統計データがきちんとしてないっていうのをいつも思います。土地にしても、なんかここでもいろいろそういう議論が前もあったんだけど、データをつくらとお金がかかる、一方で予算っていうのはたいてい調査の費用から削られていくらしいですね、最近の世の中では。なかなか厳しいね。ぼくとしては、きちんとしたデータをいつもつくっておいて、こういう議論のときに、いろんなふうに勉強できる、それで、それが町民の皆様にもわかってもらえるような、データベースを少しずつ作っていかないとけないし、具体的に町のどこでどんなことがおきてるかというのがつぶさに、我々も、事務局の方々も、わかる形というのが理想だと思うので、すぐにじゃありませんけれども、先々は考えてください。ご注意いただくのはこの14ページの資料の意味とか、誤解を招かないとこだと思うので、そこはきちんと対応してください。はい、他にございますか。

いろんなご意見出ましたので、これから先原案作るところでまた、いろいろ。もう一回じっくり議論できるんですよ、この件はね。楽しみにしてるんですけど

も。はい、それで、ちょっと思うのは、まずアンケートでも、これも前にも言ったかもしれませんが、どういう人が、例えば、どこに住んでる人がどういう意見を持っているのか。これはもう致し方ないんだけど、パブコメをやるときって、自分の利害のところでものを言っているか、町のどこでものを言ってるかとか、非常に難しいですよ。それが混ざってるのかどうかも、やっぱこういう統計資料、だからこの、集計値だけであんまりばしばしばして言ってるのはちょっとこわいなって個人的には思うけども、これはまあしょうがないですよ。ただ、これから先パブリックコメントにいろいろ意見が集まってきたときに、やっぱり、それをまとめるときのまとめ方、ここでの提示の仕方もかなりご注意くださいいかないといけないなというのが。特にアンケートの数字はほんとに気をつけていただかないといけないなというようなコメントをしておきます。はい、他いかがでしょうか。じゃあ、はい最後に。

(今井委員) 私は専門家じゃないんで全体的な感想しか言えないんですけど、素人なりに調べてみても、驚くほど今都市計画分野ってのは規制緩和っていうか、特に分権化で上から権限が降りてきてますよね。まあ寒川の場合は少し限られてるかもしれませんが、茅ヶ崎なんか見るとものすごく降りてきてですね、結局自分たちで決めなきゃいけないわけですよ。自分たちで決めるって事になると、市レベルで自分たちで決めるってことになる、多分、市長にもすごく大きな影響があるし、直接選挙で選ばれてる人も大きな責任があるわけですし、議員の皆さんにも責任が出てくるわけで、そういう意味では、どんどん、どんどん市民参加のような形で、市にフィードバックして聞かないことには決められないという状況も生まれているわけですよ。寒川がどの程度のその成熟度があるのか、ぼくはよくわかっていないんですけど、だから、先ほど会長が言われたように、パブコメやるにしてももう少しきちっとした説明が必要なんじゃないかと思う。分かりやすいといえば分かりやすいけど、なぜ導入するのかっていうのがこの2つくらいの理由でですね、皆さん納得するのかわかっていうのが、これで判断しろっていうのがなかなか難しいような気もするので、やっぱり、市民がいかにきちっと判断して答えるかっていう情報を、抛り所にしていくってことが必要なんじゃないかと思うので、その辺のところはもう少しきちっと設計する必要があるんじゃないかと思うね。

(中村会長) はい。ホームページ上でもいろいろ情報を開示される方法もあると思うし、先ほど申し上げましたように、こういう質問が来ましたっていったらこういう答えですっていうのがどんどんオープンにすると。冒頭挨拶で申し上げたのはブラジルのクリチバってまちなんですけども、やっぱ市民が出だしは成熟してたんですけど、都市が拡大して、だから成熟度が落ちていくんですよ。そこがどうも問題

で、もちろん、インフラとかいろんな問題があるんだけど、住んでる方々の意識がこう高く、高くなってくる。それで、それを持続させるってことは、とても大事なことだっていうのが2ヵ月居て学んだことです。こういう一つ一つの案件、一個一個あるんだけど、そういうので経験しながら、まちづくりに関していろんな形で関わる皆さんの意識が高まってくっていうのが、これが、町の財産になる、と僕は思います。ですので、こういう場でもとにかく、少し難しい用語でも、あるいは今までだったら説明をはしょったところでも、とにかく説明してみて、という形の努力を是非していただきたいし、我々もそれを応援する立場にいるので、次の議論も、やはり答申までの間にいろんな形でこの話をうまく、成熟させたい、熟させていきたいと思っております。ちょっと事務局は大変かと思えますけども、ぜひ、がんばってほしいと思います。さて、今日のところはこのくらいでこの議論は終わりたいと思います。ありがとうございました。

報告事項のみでございます。4、その他に移りたいと思います。委員の皆様から何かその他で動議ございますか。あるいは事務局で何か。はい、どうぞ。

(都市計画課長) その他としましてですね、本年度の町の都市計画審議会の今後の開催予定につきまして、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料の3をご覧ください。本日の平成23年度第1回の審議会で、高度地区素案につきましてのご報告をさせていただきましたが、予定表にもございますように、第4四半期でございますけど、明日から実施します、高度地区素案のパブリックコメントの実施結果につきましてですね、案件に、開催を予定してございますので、よろしく願いいたします。いろいろと会長さんの方からいろいろご指摘を受けましてですね、今後、パブコメ、それから、地元に対する説明会、こういった中で、もう一度その説明のあり方、今いろいろお話ございました点につきましてですね、十分その辺を踏まえた中で、町民の皆さんにご説明するような形を取りたいというふうに思っておりますので、よろしく願いします。事務局からは以上でございます。

(中村会長) はい、委員の皆様から他に何かございますでしょうか。よろしいですか。はい、では、進行を事務局にお返しします。

(都市建設部長) 正副会長におかれましては、本日どうも、大変ありがとうございます。本日予定しておりました案件は全て終了いたしましたので、これにて、平成23年度第1回寒川町都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

※この議事録は、文章形式に編集させていただいています。

資料

資料 1 - 1 寒川町都市計画審議会条例

資料 1 - 2 寒川町都市計画審議会委員名簿

資料 2 - 1 高度地区素案パブリックコメント用資料

資料 2 - 2 高度地区素案説明用スライド資料

資料 3 寒川町都市計画審議会 平成 23 年度開催予定表

議事録承認委員及び
議事録確定年月日

出席委員全員により承認
(平成 23 年 11 月 29 日確定)